

EAGLE-4の実施に係る支援作業

仕様書

令和8年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗原子力工学研究所  
高速炉研究開発部  
原子炉安全工学グループ

## 1. 件名

EAGLE-4の実施に係る支援業務

## 2. 目的及び概要

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ（以下「機構」という。）では、経済産業省からの受託研究である「令和5年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一環として、カザフスタン共和国国立原子力センター（以下、カザフスタンNNC）が保有する試験研究用原子炉IGR（Impulse Graphite Reactor）及びその関連施設を用いた高速炉シビアアクシデント試験研究計画（以下、「EAGLE-4計画」という。）を実施する。令和8年からEAGLE-4計画に係る国際契約を機構-カザフスタンNNCで締結し、令和13年度までに試験を実施する予定である。

本契約は、機構がカザフスタンNNCと行う技術的な協議又は契約の履行に関する協議の支援作業及びEAGLE-4計画を円滑に進めるために必要な調査（カザフスタン国内の情勢調査、カザフ国内法の変更に係る調査など）を受注者に請負わせるものである。

受注者は、本仕様書に示す基本的要件を満たした上で、EAGLE-4計画の実施目的を十分理解し、本作業を実施する。また、受注者の裁量、責任及び負担において、本作業の作業計画書を立案し、作業を実施するものとする。

## 3. 作業場所

本作業は受注者の環境を利用して実施するものとする。

## 4. 納期

令和9年3月31日

## 5. 作業内容

本作業では、以下に示す作業を実施する。

### (1) 機構とカザフスタンNNCの協議支援

機構とカザフスタンNNCは4半期に1回のEAGLE共同委員会、月1回の進捗会議をカザフスタンNNCの会議室又はオンラインで実施する予定である。対面会議の回数は2回/年を想定する。カザフスタンは公用語がロシア語又はカザフ語であることから、機構とカザフスタンNNCの協議を円滑に進めるため、受注者は上記の会議及び定常的なメール連絡を支援する。具体的には、会議においては原子力関連分野に精通した日露逐次通訳者を手配する。また、日常的なメール連絡においては、ロシア語又は英語等のカザフスタンNNCとの連絡が可能な方法により、機構とカザフスタンNNCのコミュニケーションを仲介する。

### (2) 共同EAGLE委員会（対面会議）のロジ支援

(1)で定められた会議のうち、2回/年程度はカザフスタンNNCの会議室における対面会議を開催する。受注者は日露逐次通訳者の派遣及び機構側出席者のカザフスタン国内移動を支援し、計画された会議が安全かつ円滑に開催されるように支援を行う。本件には機構出席者のカザフスタン国内のホテル手配、航空券手配、カザフスタン入国に必要な手続き（Arrival

Noticeなど)を含む。なお、機構出席者の宿泊料、航空券費用、その他の必要経費は本件には含まないものとする。

(3) EAGLE-4計画を円滑に進めるために必要な調査

カザフスタン国内情勢やカザフ国内法の変更などEAGLE-4計画の継続に支障をきたし得る事象に関する情報をリアルタイムに把握するため、EAGLE-4計画の継続に必要な情勢に係る調査を行う。加えて、EAGLEの継続実施に必要な試験用燃料の調達可能性に関する調査を行う。

(4) 調査報告書の作成

上記(1)～(3)の実施結果をまとめた報告書を作成する。

6. 作業に必要な基本的要件

- (1) カザフスタンNNCと円滑に連絡が取れる環境及び体制を有すること
- (2) 海外の試験研究用原子炉を用いた原子力安全研究プロジェクトに関する技術コンサルティングを行うための知見を有すること
- (3) 機構からの出張者にArrival Noticeの登録を行うことが可能であること

7. 支給物品及び貸与品

機構との協議により機構が必要と認めた場合、本作業を実施するために必要な技術情報を提供する。

8. 提出図書

提出図書	提出期限	提出部数
作業計画書 <sup>※1</sup> (作業項目、工程表、体制表を含む)	作業開始前まで	2部(確認後1部返却)
調査報告書	作業終了時	1部
委任先又は中小受託事業者等の承認 について <sup>※2</sup> (機構指定様式)	作業開始2週間前まで	1式
その他必要図書 <sup>※3</sup>	随時	必要部数

※1 作業着手前に、本仕様を満足する作業計画書を提出し、機構の確認を受けること

※2 下請負等がある場合、作業開始2週間前までに提出すること

※3 機構との協議により機構が必要と認めたもの

(提出場所)

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ

9. 検収条件

「5. 作業内容」に示す作業が完了し、「8. 提出書類」に示す図書の提出場所への完納及び内容審査の合格をもって検収とする。

## 1 0. 検査員及び監督員

### 検査員

- (1) 一般検査  
管財担当課長

### 監督員

- (1) 5. (1)～(4)に定める作業  
高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ マネージャー

## 1 1. 適用法規・規程等

外国為替及び外国貿易法

## 1 2. 協議事項

本作業を的確に実施するため、機構及び受注者は必要に応じ密接に協議を行う。本仕様書に関して疑義が生じた場合、または仕様書に規定されていない事項については、相互合意に基づき協議を実施する。

## 1 3. 機密保持

受注者は、本作業の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本作業遂行以外の目的で、受注者、下請会社等の作業者を除く第三者への開示又は提供を行ってはならない。

## 1 4. 特記事項

- (1) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い知見、技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規程等を遵守し、業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構承認無く発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (4) 受注者は業務の実施に当たって、1 1項に示す法規・規程等を遵守するものとし、機構が指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (5) 受注者は作業従事者に関して労基法、労安法その他法令上の責任及び作業従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (6) その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議の上決定する。

## 1 4. 産業財産権等

知的財産権等の取扱いについては、「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

#### 15. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針で定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上